

中央大学父母連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、中央大学父母連絡会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を東京都八王子市東中野7-4-2番の1中央大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)と大学学部¹に在籍する学生(法学部通信教育課程に在籍する者を除く。以下同じ。)の父母又はこれに準ずる者(以下「学生の父母」という。)との連絡を密にし、相互の理解と協力を深め、大学の使命達成に資することを目的とする。

2 学生の父母またはこれに準ずる者は、原則として保証人(大学学則第25条に記載の「保証人」とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 父母懇談会の開催
- (2) 進路・就職懇談会の開催
- (3) 機関誌の発行
- (4) キャンパス見学会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、大学学部¹に在籍する学生の父母をもって組織する。

- 2 前項に規定する父母を中央大学父母連絡会会員(以下「会員」という。)という。
- 3 会員は、その子女が卒業等により学籍を失ったとき、会員の資格を失う。
- 4 会員は、各支部に所属し、その所属はその住所によって決定する。

(支部)

第6条 本会に支部を置き、その区域については別に定める。

(支部総会)

第7条 支部に支部総会を置く。

- 2 会員は、支部総会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 支部総会における会員の意見は、支部長を通じ本会の運営に反映されなければならない。
- 4 支部総会は、各支部における事業計画及びその運営に関する事項を審議決定することができる。

(支部長)

第8条 支部に支部長を置く。

- 2 支部長は、支部総会の議決に基づき、会長が委嘱する。
- 3 支部長は、支部を代表する。
- 4 支部長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部長会議)

第9条 本会に支部長会議を置く。

- 2 支部長会議は、支部長で構成する。ただし、支部長以外の役員及び名誉会長は、支部長会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 支部長会議は、毎年2回会長が招集する。ただし、特別な必要がある場合には臨時に招集することができる。
- 4 支部長会議は、構成員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。議事は、出席者の過半数によって決定する。

(支部長会議の議決事項)

第10条 次に掲げる事項については、支部長会議の議決を経なければならない。

- (1) 本会の事業計画
- (2) 本会の予算及び決算
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

(議案の提出)

第11条 支部長会議の議案は、会長が役員会の議を経て提出する。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 17人
- (3) 監事 5人

(4) 事務局長 1 人

(役員を選任)

- 第13条 会長、副会長及び監事は、役員会において支部長の中から候補者を選考し、支部長会議の議を経て決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、副会長のうち8人は大学の学部長をもって充てる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、監事のうち2人は大学が推薦した者につき、支部長会議において選出するものとする。
 - 4 事務局長は、大学の学事部長をもって充てる。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 副会長である学部長及び事務局長である学事部長の任期は、その在任中とする。

(役員の職務権限)

- 第15条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長の互選によって、支部長である副会長の中から代行者を定める。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
 - 5 事務局長は、本会の事務を統括し、役員会が必要と認めるときは、特定の事項について本会を代表することができる。

(役員会)

- 第16条 本会に役員会を置く。
- 2 役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。
 - 3 役員会は、会長が招集し、議長となる。
 - 4 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 5 役員会は、支部長会議の議決に基づき業務を執行する。
 - 6 監事は、監査の結果を役員会に報告し、本会の運営について意見を述べることができる。

(名誉会長)

- 第17条 本会に、名誉会長を置く。
- 2 名誉会長は、大学学長をもって充てる。
 - 3 名誉会長は、役員会に出席して意見を述べるができる。

(会費)

- 第18条 会員は、会費として年額5000円を毎学年度の始めに納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 会費の徴収は、大学に委託して行う。

(会費の返還)

- 第19条 会員は、その複数の子が同時に大学学部在籍する場合、申請により1名分の会費を除いてその納入した会費の返還を受けることができる。

(本会の運営資金)

- 第20条 本会の運営費は、会費及び寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

- 第22条 本会の会計処理については、別に定める会計処理要項による。

(会則の変更)

- 第23条 この会則の変更は、会長が役員会出席者の3分の2以上の議決に基づき支部長会議に提案し、支部長会議出席者の3分の2以上の議決をもって行う。

(事務の委託)

- 第24条 本会の事務の処理は、大学に委託する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和62年5月30日開催の支部長懇談会の議を経て父母連絡会会員の賛否を問い、その過半数の同意を得たときに発効する。

(経過措置)

- 2 この会則発効の際、現に在任している支部長は、この会則第8条に基づき選出された支部長とみなす。

附 則

この会則は、平成5年4月24日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成8年4月13日開催の支部長会議の議を経て施行する。

(経過措置)

2 この会則による改正後の第20条の規定は、平成9年4月1日から適用し、平成8年の会計年度は、平成8年2月1日に始まり、平成9年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成11年1月30日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

この会則は、平成13年2月3日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

この会則は、平成16年2月7日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月30日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月28日開催の支部長会議の議を経て施行する。

附 則

この会則は、平成31年1月26日開催の支部長会議の議を経て平成31年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和2年2月1日開催の支部長会議の議を経て令和2年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和7年2月1日開催の支部長会議の議を経て令和7年4月1日より施行する。

(留学生の取扱い)

2 留学生（「入学形態」が「外国人留学生入学試験」による学生、及び「外国人留学生入学試験」以外を受けて入学した者で、入学後、在留資格が「留学」に変更となる学生を含む）について必要な事項は、別に定める。

なお、「入学形態」が「外国人留学生入学試験」による学生には、海外にある指定校等からの推薦を受けて入学した者を含む。